

第2回トラック輸送における取引環境・ 労働時間改善新潟県地方協議会

平成28年2月26日（金）13時30分～
新潟県トラック総合会館 5階 501号室

【議事次第】

I. 開会

II. 議題

1. トラック輸送における長時間労働実態調査の結果について
2. パイロット事業の実施について
 - ・トラック運転者労働条件改善事業について
(新潟労働局)
 - ・運輸局等が実施するパイロット事業の実施について
(新潟運輸支局)
3. パイロット事業における集団の選定方法について
4. その他

III. 閉会

【配付資料】

議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図

資料1 トラック輸送状況の実態調査（全体版）結果概要

資料2 トラック輸送状況の実態調査（新潟県版）結果概要

資料2-2 トラック輸送状況の実態調査（新潟県版）

資料3 トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業の実施について（通達）

資料3-2 トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業の実施

（参考）トラック輸送における取引環境・労働時間改善新潟県地方協議会規約

第2回

トラック輸送における取引環境・労働時間改善新潟県地方協議会

委員名簿

(敬称略)

長 塚 康 弘	新潟大学名誉教授（交通心理学）
大 熊 章	経済産業省関東経済産業局産業部担当次長
遠 藤 修 司	一般社団法人新潟県商工会議所連合会専務理事
本 間 哲 夫	一般社団法人新潟県経営者協会専務理事
藤 巻 勉	新潟県中小企業団体中央会専務理事
清 野 裕 之	全国農業協同組合連合会新潟県本部管理部長
板 垣 和 彦	北越紀州製紙株式会社新潟工場事務部長
金 子 昌 弘	北星産業株式会社取締役営業部長
大 谷 昇	特定非営利活動法人新潟県消費者協会事務局長
渡 辺 章 衛	全日本運輸産業労働組合新潟県連合会執行委員長
小 熊 勇	日本労働組合総連合会新潟県連合会副会長
小 林 和 男	中越運送株式会社 取締役社長
市 村 輝 男	長岡トラック株式会社 代表取締役社長
浅 間 博	公益社団法人新潟県トラック協会 専務理事
梅 澤 眞 一	厚生労働省新潟労働局長
江 角 直 樹	国土交通省北陸信越運輸局長

第2回トラック輸送における取引環境・労働時間改善新潟県地方協議会

出席者名簿

(敬称略)

長 塚 康 弘	新潟大学名誉教授 (交通心理学)
酒 寄 恵美子	経済産業省関東経済産業局産業部中小企業課下請代金検査官 (産業部担当次長 大熊 章 代理)
遠 藤 修 司	一般社団法人新潟県商工会議所連合会 専務理事
本 間 哲 夫	一般社団法人新潟県経営者協会 専務理事
藤 巻 勉	新潟県中小企業団体中央会 専務理事
池 智 明	全国農業協同組合連合会新潟県本部 管理部企画課長 (管理部長 清野 裕之 代理)
板 垣 和 彦	北越紀州製紙株式会社 新潟工場 事務部長
金 子 昌 弘	北星産業株式会社 取締役営業部長
大 谷 昇	特定非営利活動法人新潟県消費者協会事務局長
渡 辺 章 衛	全日本運輸産業労働組合 新潟県連合会 執行委員長
堀 川 勝 則	日本労働組合総連合新潟県連合会地方委員 (副会長 小熊 勇 代理)
小 林 和 男	中越運送株式会社 取締役社長
市 村 輝 男	長岡トラック株式会社 代表取締役社長
浅 間 博	公益社団法人新潟県トラック協会 専務理事
梅 澤 眞 一	厚生労働省新潟労働局長
斉 藤 克 明	国土交通省北陸信越運輸局自動車交通部長 (局長 江角 直樹 代理)

第2回トラック輸送における取引環境・労働時間改善新潟県地方協議会

配 席 図

平成28年2月26日(金)

敬称略

新潟県トラック総合会館 5階 501号室

13:30~

厚生労働省
新潟労働局長

梅澤 真一

○

新潟大学名誉教授

長塚 康弘

○

国土交通省北陸信越運輸局
自動車交通部長

斉藤 克明

○



一般社団法人

新潟県商工会議所連合会

専務理事 遠藤 修司

○

一般社団法人

新潟県経営者協会

専務理事 本間 哲夫

○

新潟県中小企業団体中央会

専務理事 藤巻 勉

○

全国農業協同組合連合会新潟県本部

管理部企画課長 池 智明

○

北越紀州製紙株式会社

新潟工場

事務部長 板垣 和彦

○

北星産業株式会社

取締役営業部長 金子 昌弘

○

関東経済産業局 産業部中小企業課

下請代金検査官 酒寄 恵美子

○

○ 中越運送株式会社

取締役社長 小林 和男

○ 長岡トラック株式会社

代表取締役社長 市村 輝男

○ 公益社団法人

新潟県トラック協会

専務理事 浅間 博

○ 全日本運輸産業労働組合

新潟県連合会

執行委員長 渡辺 章衛

○ 日本労働組合総連合

新潟県連合会

地方委員 堀川 勝則

○ 特定非営利活動法人

新潟県消費者協会

事務局長 大谷 昇

事務局

○

○

○

国土交通省
北陸信越運輸局新潟運輸支局
首席運輸企画専門官
蝶名林 幸雄

国土交通省
北陸信越運輸局
新潟運輸支局長
斎藤 芳久

厚生労働省
新潟労働局
労働基準部長
城井 裕司

プレス席

事務局

○

○

○

○

○

○

入

口

資料 3



基政発0113第1号
基監発0113第1号
国自貨第121号
平成28年1月13日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿
各運輸局自動車交通部長等 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
厚生労働省労働基準局監督課長
国土交通省自動車局貨物課長

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業の実施について

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会（以下「協議会」という。）において平成28年度より実施するパイロット事業について、その具体的な事項は下記のとおりであるので、了知のうえ、必要な検討・対応を進めること。

記

1 パイロット事業の目的・概要について

パイロット事業は、トラック輸送状況の実態調査結果や各地方協議会の議論等において把握した、各都道府県における具体的なトラック運転者の長時間労働等の問題点・課題を改善するために、発荷主・着荷主及び運送事業者を構成員とする集団（以下「対象集団」という。）が実施する実証実験であり、好事例を集めガイドラインを作成し、その普及・定着を図る取組の一環として、平成28年度及び平成29年度の2年間で実施するものである。

2 実施方法等について

対象集団は、各年度、各都道府県1～2集団程度とし、下記（1）ア及びイにより決定する。

なお、下記3「パイロット事業規模について」に留意すること。

（1）対象集団の選定

ア 対象集団の候補選定

対象集団は、現在又は過去においてトラック運転者の長時間労働等の実態を有する運送事業者であって、

- ・ 荷主と長時間労働改善に向けた問題意識を共有し、改善の意欲があるもの
- ・ 改善方法で悩んでいるもの、更なる改善を求めるもの 等

を含むものとし、トラック輸送状況の実態調査結果や各地方協議会での議論等を踏まえ、各地方協議会でパイロット事業を実施するにあたって適当な発荷主・着荷主・運送事業者で構成される対象集団の候補を選定することとする。

その際、十分な数の候補が得られない場合には、協議会委員の了解を得たうえで、輸送品目、事業規模等候補選定の方向性を地方協議会で決定し、具体的な候補の選定は事務局で行うことでも差し支えない。

イ パイロット事業への参画依頼

各都道府県労働局は、地方協議会事務局内で十分な連携を行いつつ、上記アにより選定された対象集団の候補に対して、候補選定後速やかにパイロット事業への参画依頼を行うこと。

なお、対象集団の候補に対するパイロット事業の説明に当たっては、下記（２）「パイロット事業の実施方法」について留意するとともに、その取組内容を協議会において共有し、公とすることを予定していることについて対象集団の了解を得ること（事業者名については匿名でも差し支えない）。

（２）パイロット事業の実施方法

ア 進め方について

上記（１）の手順により選定された対象集団に対し、平成 28 年度及び平成 29 年度にパイロット事業を実施する。

年度ごとの進め方としては、次のようなものが想定される。

- ・ 異なる 2 集団を対象とし、（i）平成 28 年度 1 件、平成 29 年度 1 件又は（ii）平成 28 年度から平成 29 年度にかけて平行して 2 件を実施
- ・ 平成 28 年度に 1 件実施し、同じ集団を対象に平成 29 年度に別の角度からアプローチ（深掘り又は別の成果を期待）

イ 実施方法について

対象集団に対するパイロット事業の実施方法については、①厚生労働省が予算要求中のトラック運転者労働条件改善事業を活用するもの、及び、②国土交通省が要求中の予算等を活用して調査請負業者を利用するものを想定している。

① トラック運転者労働条件改善事業について

厚生労働省で業務委託契約した業者が、対象集団に対し、トラック運転者の長時間労働抑制等のためのコンサルティングを行うものである。具体的には、対象集団と受託業者で会議体を作り、当該会議体による問題点の把握・改善方法の提案等と、受託業者による各事業場への個別訪問による改善方法の実施状況確認等を交互に進めるものを予定している（別添1参照）。

なお、本事業は受託業者が主体的に進めていくことになるが、取組状況等について受託業者より情報提供を受け、地方協議会で議論等を行うに際し、事業者ヒアリング等の他の情報と合わせて活用すること。なお、受託業者への連絡については、関係都道府県労働局から行うこと。

② 調査請負業者の利用等によるパイロット事業について

対象集団において発着荷主と運送事業者の各々の状況を相互に理解するため、話し合いを通して課題の選定及び取組の具体化を行うものであり、各運輸局等が調達する調査請負業者を入れて実施することを想定している。

地方協議会事務局は上記①（別添1参照）を参考にしつつ、パイロット事業の実施方法について検討を進めること。

なお、話し合い等を円滑に進めるうえで、適切と思われる第三者がいた場合、当該者及びパイロット事業の関係者に了解を得たうえで当該第三者を話し合いに加えることも差し支えない。

ウ 対象集団に対する支援体制

地方協議会事務局は、対象集団に対して、厚生労働省所管の職場意識改善助成金等の支援策を紹介する等、トラック運転者の長時間労働抑制等に向けて各事業者の積極的な取組が行われるよう必要な助言等を行うこと。

エ 実施方法の決定・伝達

各都道府県の対象集団に対するパイロット事業の実施方法が上記イ①又は②のいずれによるかは、下記4による対象集団の選定の報告後、中央協議会事務局でイ①で実施するものを選定し、それ以外をイ②で実施するため、中央協議会事務局で決定のうえ各都道府県地方協議会事務局に伝達する。

3 パイロット事業規模について

パイロット事業については、国会において平成28年度予算が成立した場合、

上記のとおり実施することとしており、事業規模については、現時点において、以下のとおり各都道府県に原則1集団分の経費を計上している。なお、本通知に加えて地方協議会独自にパイロット事業を実施することを妨げるものではない。

- ・ 上記2（2）イ①によるもの 20 集団
- ・ 上記2（2）イ②によるもの 27 集団以上

4 報告について

都道府県労働局及び各運輸局は、上記2（1）により対象集団の選定を行った場合、速やかに別添2により厚生労働省労働基準局監督課及び国土交通省自動車局貨物課に報告すること。

パイロット事業対象集団報告様式

別添2

(○○地方協議会)

区分	名称	所在地	主な荷の種類 (実運送業者以外については業種を記載すること)	電話番号	担当者職氏名
発荷主					
運送事業者					
着荷主					
選定理由等					

※1 「名称」、「所在地」、「主な荷の種類」欄について決まり次第速やかに報告すること。それ以外の項目については追って報告することで差し支えない。

※2 「運送事業者」については、下記記入例を参考に元請、下請(1次、2次等)ごとに記載すること。

※3 「主な荷の種類」については、具体的名称でなくとも積み荷としての特性がわかる様に記載すること。

(記入例)

区分	名称	所在地	主な荷の種類 (実運送業者以外については業種を記載すること)	電話番号	担当者職氏名
発荷主	(株)○○	○○	精密機械部品製造業	××-××-××	総務部長○○
元請運送業者	(有)△△ Aセンター	△△	倉庫業(ただし一部自社配送あり)	××-××-△△	業務課長△△
下請運送業者	B貨物	□□	精密部品	××-××-□□	次長□□
着荷主	▽▽(株) C工場	▽▽	○○製品製造業	××-××-▽▽	工場長▽▽
選定理由等	(例1)実態調査結果を踏まえ、地方協議会で検討した結果、本県の主要産業である○○の輸送に係る集団を対象とすることが適当であると決定したため。 (例2)○○方面への輸送において際だって拘束時間が長い実態が見られるため、当該輸送形態を持つ集団を対象とした。				

トラック輸送における取引環境・ 労働時間改善協議会における パイロット事業の実施

新潟運輸支局
平成28年2月

パイロット事業の目的及び概要について

目的

各都道府県における発荷主・着荷主及び運送事業者を構成員とする集団が実施する実証実験であり、平成28・29年度の2年間で実施し好事例を集めガイドラインを作成することにより、その普及・定着を図ることとしている。

対象集団の選定

過去又は現在においてトラック運転者の長時間労働の実態を有する運送事業者を対象とする。

- ・トラック輸送状況の実態調査結果や地方協議会での議論を踏まえたもの
- ・荷主と改善に向けて問題意識を共有し、改善の意欲があるもの
- ・改善方法で悩み、更なる改善を求むもの

パイロット事業の実施方法

○その取り組み内容を協議会において共有し公とすることを対象集団に了解を得ること(事業者名については匿名も可)

○28年度、29年度に異なる2集団を実施する

- ① 各年度に1事業を実施
- ② 28・29年度に並行して2事業を実施
- ③ 28年度に1事業を実施、29年度に同事業を別の角度で深堀

トラック運転者労働条件改善事業の活用

厚生労働省

厚生労働省で業務委託契約した業者が、対象となった集団に対し長時間労働抑制のためのコンサルティングを実施するもの。

- ・対象集団と受託業者で会議体を設置
- ・当該会議対による問題点の把握・改善方法を提案
- ・受託業者による各事業所への個別訪問による改善方法の実施状況の確認

※本事業は受託事業者が主体的に実施

※受託事業者への連絡は各都道府県労働局が行う

○ 全国20集団

調査請負業者の利用によるパイロット事業

国土交通省

全日本トラック協会

対象集団において発着荷主と運送事業者それぞれの状況を相互に理解するため、話し合いを通じて課題の選定及び取り組みの具体化を実施するもの。

- ・各運輸局等が調達するコンサル調査会社により事業を実施
- ・先行する厚生労働省の上記事業を参考に実施方法を検討し進める

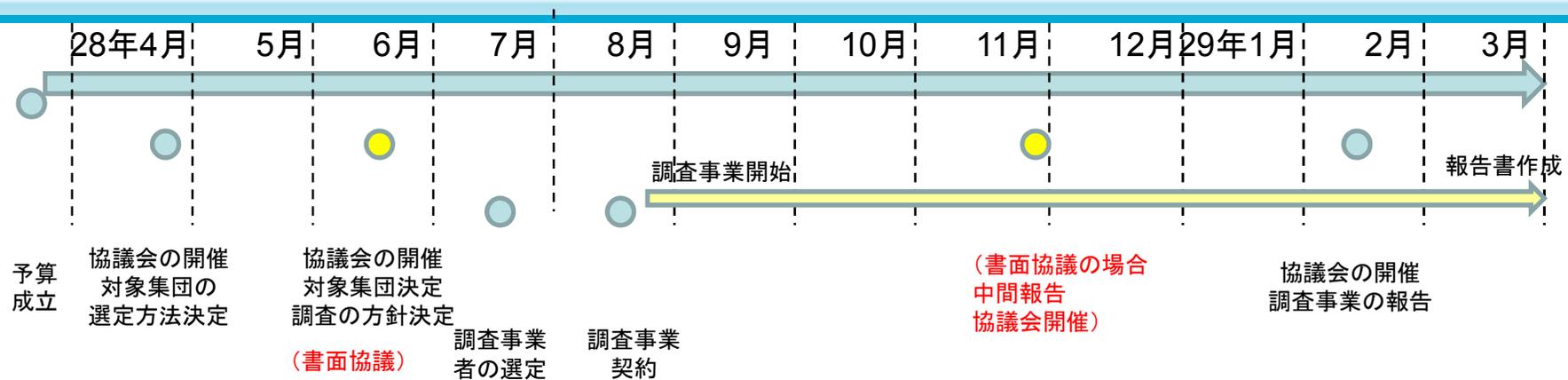
※事業を円滑に実施する上で、必要な第三者の参加を当該パイロット事業関係者の了解により参加させることができる。

※地方協議会事務局から対象集団に対し積極的な取り組みが行えるよう助言を行う。

○全国27集団以上

上記の事業メニューにより実施することとし、各都道府県1集団分の経費を予算化している。
なお、地方協議会独自のパイロット事業の実施を妨げるものではない。

パイロット事業実施にかかる協議会の開催年間スケジュール予定



対象集団の選定について

- アンケート実態調査から希望者を確認する
- 協議会メンバーからの推薦を受ける
- 一定要件を作成し公募により募集

(27年度中に事務局一任で実施は可能か)

調査委託事業者の選定について

- 運輸局管区単位により調査事業者を選定
- 新潟県地方協議会として独自の調査事業者と契約
 - ※公的な予算の使用となるため、一般競争入札及び企画競争といった契約までの選定手続きが必要である
 - ※新潟県内のコンサル事業者においては物流(特に構内における荷物の積み卸し)に詳しくはなく、これまで実績がないと思われる。全日本トラック協会を通じた紹介も必要と考えられる。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善新潟県地方協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善新潟県地方協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、学識経験者、労働団体、経済団体、荷主、トラック運送事業者団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 協議会には、委員の互選により座長を置く。
3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

(協議事項)

第4条 協議会は目的達成のため次の事項について協議を行う。

- (1) 新潟県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること
- (2) 新潟県における取引環境の改善に向けた取組に関すること
- (3) その他

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、協議会に委員以外の者を出席させることができる。
3. 協議会は公開を原則とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開で行うことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会には、第4条(協議事項)に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ(以下、「WG」という。)を置くことができる。

2. WGは、座長が指名した委員等により構成する。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関する事務は、新潟労働局、新潟運輸支局及び公益社団法人新潟県トラック協会が共同で行うものとする。

(その他)

第8条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年7月13日から施行する。